

# 文京区補助金等チェックシート

所属 福祉部 障害福祉課

26年度調査

## 1 補助金の名称等

補助金の名称	文京区心身障害福祉団体連合会事業補助金							
根拠規定等	文京区心身障害福祉団体連合会事業補助金交付要綱							
創設年月	平成	16	年	3	月	経過年数 〔自動計算〕	10年	終了予定年月
直近の見直し年月	平成	18	年	1	月	経過年数 〔自動計算〕	8年	
見直しの内容	当該連合会の他、連合会に加盟する団体の行う事業についても補助対象とする。							
予算科目	款	項	目	大 事 業	中 事 業	実施計画事業番号		
	5 民生費	3 心身障害者福祉費	1 心身障害者福祉事業費	3 心身障害福祉団体等の育成	1 文京区心身障害福祉団体連合会補助	-		
補助金の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給							

## 2 補助金の概要

補助目的	当該団体の実施する事業(心身障害者(児)社会参加、心身障害者(児)自立・就労支援、心身障害者(児)に対する理解を深める啓発事業等)の費用の一部を助成することにより、福祉の向上を図ることを目的とする。						
補助事業等の内容	様々な障害をもった方が参加できるような体力をつけるための体操教室や自立への第一歩としての料理教室、社会参加のツールとしてのパソコン教室を開催。また障害者理解のための手話教室、映画鑑賞会、手話コースによる音楽の集い等の事業を実施している。						
補助対象経費の内容	補助金の総額は、交付申請に係る会計年度の予算の範囲内とし、区長が別に定めるものとする。 対象経費は、補助事業を実施するために直接必要な経費であって、参加者全体のために使用する経費とする。ただし、次に掲げる経費は、除く。 (1) 団体の維持及び運営に係る経費 (2) 事業の内容及び成果に直接結びつかない経費 (3) 国又は公共団体から補助を受けた経費 (4) その他心身障害者(児)の福祉の向上に要する経費として不相当であると認められるもの。						
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input checked="" type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他						
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕 文京区心身障害福祉団体連合会						
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率 (補助率 ) <input type="checkbox"/> 定額 (補助額 )						
	<input type="checkbox"/> 補助単価 (補助単価 単位 ) <input checked="" type="checkbox"/> 規定なし <input type="checkbox"/> その他						
	〔その他の場合は具体的に記入〕  〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕						
公募の状況	非公募						
実績報告書時における 使途の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書(写し) <input type="checkbox"/> 契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (事業開催時の写真等)						
補助・単独の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区単独	負担割合	区	国	都	補助対象者	
	<input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)						

### 3 補助金の交付の適否に関する基準 [A:適合している、B:適合していない、C非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	障害者の自立と共生は社会的関心事であり、本補助金の交付によって障害者の社会参加や障害者に対する理解促進に資する事業を実施している。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	障害者の自立生活と社会参加、障害者に対する理解促進は基本構想にも障害者計画にも掲げている目標である。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	区が直接実施するよりも、より障害者のことを理解している団体が実施することで効果が得られている。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	障害者の社会参加、障害者に対する理解促進に資する事業を実施しているため、実施しなかった場合は普及啓発の機会が減るためマイナスである。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	C	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	C	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	障害者のことを理解している団体の自主性を重んじて実施事業内容を決めているため、事業補助という形態がなじむ。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	区の事業を補完しており、区の行政目的の達成という点で効果が認められる。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	各事業の参加率は高く、一定の効果は得られていると考える。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	実施する事業は団体会員のみでなく、広く区民が受講できるものとしている。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	適正な内容であり、法令等への抵触はない。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	実施している事業は、障害者の社会参加、障害者に対する理解促進等補助目的である福祉の向上に資するものである。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	領収書及び決算書を実績報告に添付している。

### 4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	1	1	1	1
決算(予算)額	2,600	2,556	2,537	2,600
国庫支出金	0	59	0	0
都支出金	0	29	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	2,600	2,468	2,537	2,600
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	文京区心身障害福祉団体連合会が実施した体操教室、料理教室、パソコン教室、手話会教室、映画鑑賞会、音楽の集いの事業に対する補助金を交付。いずれの事業についても障害者の社会参加や自立、障害者への理解を深めるための一助となった。			

### 5 課題及び今後の方向性

現状も広く区民が受講できる事業としているが、今後は受講者の幅を広げ補助目的である福祉のさらなる向上を図るため、チラシの配布や区報に掲載する等の広報活動に力を入れる必要がある。また、来年度はボランティア養成講座を実施し、障害者の理解から一歩踏み込み、障害者が外出する際のサポートが出来るような人材を養成し、当該団体を含めた区内障害者のために活動できるよう、団体と協力して仕組みを整えて行く必要がある。